

保 護 者 各 位

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う6月からの認定等の取扱いについて（お知らせ）

平素は、本市の保育、教育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、6月中における家庭保育協力に伴い、認定等の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

記

**1. 6月分の保育所保育料の日割り計算について【お知らせ】**

登園日数に応じ、日割り計算を行います。

日割り計算が終了となる際は、改めてご案内します。

**2. 4月分の保育所保育料の日割り計算後の金額のご案内について【お知らせ】**

6月中を目処に、4月分日割り計算後の保育料をご案内する予定です。

**3. 家庭保育協力に伴う求職活動期間について【取扱い変更】**

家庭保育にご協力いただき求職活動を行うことができなかつた方については、6月末までの継続利用を認めます。なお、7月以降については、再度、求職活動（最大90日）として認定いたします。

これまでに、手続きをされていない場合は、速やかにご連絡ください。

**4. 育児休業の延長について【取扱い変更】**

4月以降に保育施設等に入所され育児休業からの復職を予定されている方について、その復職日を8月1日まで延長されることを認めます。

育児休業を延長される方は、「児童台帳記載事項変更届」をご提出ください。なお、既に当該届を提出されている方については、手続き不要です。

復職された後、「就労証明書」の提出が必要となります。

**5. 令和2年度途中の保育所利用申込方法について【お知らせ】**

郵送（簡易書留）での受付を行います。締切日の消印有効です。

※令和3年4月申込の取扱いについては、別途受付期間等ご案内します。令和3年4月分利用申込の郵送受付は未定で、現在は受付を行っておりません。

**【問い合わせ】**

大津市役所福祉子ども部保育幼稚園課 利用者支援係 電話：077-528-2746（直通）